バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業（バナジウム化合物又はモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限る。）	四一〇〇（日間平均三一〇〇）		
		畜産農業（令別表第一第一号の二イに掲げる施設を有するものに限る。）	燐含有量（単位　一リットルにつきミリグラム）
			備考 （略）

バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業（バナジウム化合物又はモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限る。）	四一〇〇（日間平均三一〇〇）		
		畜産農業（令別表第一第一号の二イに掲げる施設を有するものに限る。）	燐含有量（単位　一リットルにつきミリグラム）
			備考 （略）

附　則

この省令は、令和五年十月一日から施行する。

規　則

○国家公安委員会規則第十三号

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第十四条、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）第十条、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）第十四条及び警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第一条第五項の規定に基づき、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年九月二十九日

国家公安委員会委員長　松村　祥史

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則等の一部を改正する規則

（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和五十五年国家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。